

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	羽黒小学校給食調理業務委託																									
契 約 内 容	羽黒小学校における学校給食の調理業務																									
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年7月31日																									
契 約 相 手 方	フジ産業(株) 名古屋支店																									
契 約 金 額	13,877,600円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成28年度から令和2年7月末まではフジ産業（株）に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っているフジ産業（株）と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	楽田小学校給食調理業務委託																									
契 約 内 容	楽田小学校における学校給食の調理業務																									
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年7月31日																									
契 約 相 手 方	(株)魚国総本社 名古屋本部																									
契 約 金 額	14,883,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成30年度から令和2年7月末までは(株)魚国総本社に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っている(株)魚国総本社と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	犬山西小学校給食調理業務委託	
契 約 内 容	犬山西小学校における学校給食の調理業務	
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年7月31日	
契 約 相 手 方	日本ゼネラルフード(株)	
契 約 金 額	9,222,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成29年度から令和2年7月末まで日本ゼネラルフード(株)に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っている日本ゼネラルフード(株)と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	犬山北小学校及び犬山南小学校給食調理業務委託																									
契 約 内 容	犬山北小学校及び犬山南小学校における学校給食の調理業務																									
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年7月31日																									
契 約 相 手 方	メーキュー (株)																									
契 約 金 額	28,283,200円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成30年度から令和2年7月末まではメーキュー (株) に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っているメーキュー (株) と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	池野小学校外 2 校給食調理業務委託	
契 約 内 容	池野小学校外 2 校における学校給食の調理業務	
契 約 期 間	令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで	
契 約 締 結 日	令和 2 年 7 月 3 1 日	
契 約 相 手 方	フジ産業 (株) 名古屋支店	
契 約 金 額	15,312,000 円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契 (1 人による見積りとなった場合 (契約規則第 24 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く))
	○ 第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成 30 年度から令和 2 年 7 月末まではフジ産業 (株) に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和 2 年 8 月～令和 4 年 7 月までの 2 年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6 月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っているフジ産業 (株) と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	城東小学校及び城東中学校給食調理業務委託	
契 約 内 容	城東小学校及び城東中学校における学校給食の調理業務	
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年7月31日	
契 約 相 手 方	日本ゼネラルフード(株)	
契 約 金 額	26,303,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成30年度から令和2年7月末までは日本ゼネラルフード(株)に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っている日本ゼネラルフード(株)と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	東小学校及び犬山中学校給食調理業務委託	
契 約 内 容	東小学校及び犬山中学校における学校給食の調理業務	
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年7月31日	
契 約 相 手 方	(株)魚国総本社 名古屋本部	
契 約 金 額	27,295,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っている(株)魚国総本社と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	東部中学校給食調理業務委託	
契 約 内 容	東部中学校における学校給食の調理業務	
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年7月31日	
契 約 相 手 方	日本ゼネラルフード(株)	
契 約 金 額	8,439,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成29年度から令和2年7月末までは日本ゼネラルフード(株)に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っている日本ゼネラルフード(株)と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課



## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	南部中学校給食調理業務委託	
契 約 内 容	南部中学校における学校給食の調理業務	
契 約 期 間	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年7月31日	
契 約 相 手 方	(株)魚国総本社 名古屋本部	
契 約 金 額	14,883,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>上記委託業務は、これまで指名競争入札により受注者を決定しており、平成28年度から令和2年7月末までは(株)魚国総本社に委託し、適切に給食業務が行われてきました。加えて今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として、給食の時間、献立内容、食器等の返却、当番活動等様々な変更、臨機応変に対応してきました。</p> <p>本業務は、当初は令和2年8月～令和4年7月までの2年間について指名競争入札にて業者選定し、十分な引継ぎ及び準備ができる夏季休業中に新業者への切り替えを考えていましたが、新型コロナウイルス感染予防対策による学校臨時休業に伴い夏季休業を短縮して給食を実施することになったため、入札において新たな業者となった場合、安心安全で円滑な給食を実施するに足る十分な準備期間を確保することが困難となりました。</p> <p>また、今年度は感染予防の対応を状況に応じて行う必要があり、例年以上に学校との細やかな連携は不可欠であり、今後、新型コロナウイルスの第二波・第三波を想定すると、6月の給食再開から給食現場での対応についての知識と経験、実績のある業者に今年度は委託することが必要と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該業務を安心安全かつ円滑に行うためには、現在、給食調理業務を行っている(株)魚国総本社と随意契約した方がより妥当であると考えたため、随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	令和2年度ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業対応業務委託	
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給にかかる対象者の把握、管理及び支給に関わる書類や電子データの作成、既存システムとのデータ連携、運用の支援。	
契 約 期 間	令和2年7月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年7月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,784,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、給付金の給付対象者の正確な把握、管理及び給付に関わる書類や電子データ作成の効率化等の理由から、日本電気株式会社 COKAS-R/AD II の児童扶養手当システムとの連携が必要であるため対応作業を行える事業者は限られることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約をするものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	からくり人形（からす天狗）修繕	
契 約 内 容	犬山市文化史料館南館で展示しているからくり人形の一つであるからす天狗について、人形3体及び乱杭・差し金8組の解体を行い、経年による汚れを除去するとともに、劣化している部品の取替を行う修繕。	
契 約 期 間	155日間	
契 約 締 結 日	令和2年7月24日	
契 約 相 手 方	有限会社玉屋	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	今回修繕を行うからくり人形（からす天狗）は、有限会社玉屋の九代玉屋庄兵衛が製作したものである。これにより、このからくり人形の修繕に関しては、当該人形の製作者が行うことがもっとも合理的である。また、からくり人形は伝統的な工芸品であるため、その修繕には高度な知識や能力を必要とする。近隣でこのような知識や能力を持ち、からくり人形の修繕を行うことができるものは、九代玉屋庄兵衛しかいない。したがって、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課